⑵　指定管理鳥獣捕獲等事業において配慮すべき事項

指定管理鳥獣捕獲等事業において配慮すべき事項があれば定めるものとする。例えば、猟犬を使用する際には訓練を確実に行い、住民等に危害を及ぼすことのないようにするとともに、必ず猟犬が使用者の元に戻ってくるように訓練して確実な回収に努めることが挙げられる。また、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数の増加に伴い、山中で回収できなかった捕獲個体を猛禽類等が採餌すること等により鉛中毒被害が生じることを防ぐため、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づく捕獲個体の放置をしない場合においても、可能な限り非鉛弾を使用するよう努めるものとする。

⑶　地域社会への配慮

地域社会に配慮すべき事項があれば定めるものとする。指定管理鳥獣捕獲等事業を実施していく上では地域社会の理解や協力が不可欠であることから、実施区域、実施日時、実施方法等について、地域社会とのあつれきが生じないよう配慮するとともに、鳥獣管理の意義や捕獲等の必要性とその科学的根拠について普及啓発し、理解を得るよう努めるものとする。

第三　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成及び実行手続

安全かつ効率的な指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するため、次の手順で指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し実行するものとする。

1　関係地方公共団体との協議

法第14条の２第４項において準用する第７条第７項に規定する関係地方公共団体との協議については、第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成に向け、関係地方公共団体の連携を図るため、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域に係る市町村と協議するものとする。また、指定管理鳥獣の管理においては、当該指定管理鳥獣の地域個体群が分布する都道府県は、必要に応じて、広域協議会を設置し、又は隣接する都道府県等と協議するものとする。

また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に夜間銃猟の実施を含む場合においては、住民等の生活の安全を確保する観点から、あらかじめ都道府県公安委員会と協議するものとする。

2　利害関係人の意見の聴取

法第14条の２第４項において準用する第７条第５項に規定する利害関係人の意見聴取については、実施区域における事業の実施について合意を得る観点から、地域の実情に応じて、実施区域に係る土地所有者や管理者等の関係機関並びに団体等から利害関係人が選定されるよう留意する。また、対象区域及びその周辺に住宅を含む場合においては、地域の代表者等の合意を得るものとし、特に夜間銃猟を行う場合等においてはその他の住民等の意見の聴取にも努めるものとする。なお、実施区域に国立公園等を含む場合においては管轄する地方環境事務所等が、国有林野を含む場合においては森林管理局等が利害関係人に含まれることに留意すること。

なお、国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を想定する場合においては、あらかじめ都道府県知事と情報の共有を行うものとする。また、都道府県は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階において、当該の国の機関に意見聴取を行うものとする。

3　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の決定及び公表・報告

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画が決定された後は、速やかに公表するよう努めるとともに、法第14条の２第４項において準用する第４条第５項に基づき環境大臣に報告する。

4　国指定鳥獣保護区において実施する場合の手続

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域に国指定鳥獣保護区が含まれる場合においては、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう十分配慮するものとする。また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定め、又は変更する場合に、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域に国指定鳥獣保護区が含まれるときは、法第14条の２第４項において準用する第７条第６項に基づき、あらかじめ、環境大臣と協議する。

都道府県知事は、法第14条の２第３項に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の実施区域内に国指定鳥獣保護区がある場合において、実施期間が満了したときは、三十日を経過する日までに、捕獲等の結果を環境大臣に報告する。

5　国の機関が実施する場合の手続

法第14条の２第５項の規定に基づき、国の機関においては、自らが管理する区域等において必要な指定管理鳥獣の捕獲等をする場合であって、当該区域を含む都道府県の第二種特定鳥獣管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目標達成に資する場合においては、指定管理鳥獣捕獲等事業として当該捕獲等を実施することができる。この場合においては、国の機関の実施に係る目標については当該の国の機関が定めて都道府県と共有するものとし、あらかじめ、当該指定管理鳥獣捕獲等事業が都道府県知事の作成した指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合することについて、当該指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定めた都道府県知事の確認を受ける。

都道府県知事は、法第14条の２第５項に基づき、国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業について、国の機関が実施しようとする指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間、区域、捕獲数、事業の内容（捕獲した個体の放置及び夜間銃猟を実施する場合はその方法を含む。）、事業の実施体制、安全確保のための措置等を記載した書面の提出を受け、その内容が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合する旨の確認をする。

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した国の機関は、法第14条の２第６項に基づき、実施期間が満了したときは、その日から起算して二十日を経過する日までに、捕獲等の結果を都道府県知事に通知する。

第四　指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方

指定管理鳥獣捕獲等事業は、都道府県の職員のみで実施することは困難であると想定されることから、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に委託することができる。なお、夜間銃猟については、特に厳格な安全管理が求められることから、法第14条の２第８項第２号に基づき、夜間銃猟を実施する際の安全管理について必要な基準に適合している認定鳥獣捕獲等事業者に委託する。

委託に当たっては、以下の考え方で行うものとする。

1　委託先の考え方

指定管理鳥獣捕獲等事業の委託先については、適切かつ効果的に捕獲等事業を行う観点から選定するものとする。

特に、認定鳥獣捕獲等事業者については、鳥獣の捕獲等をする際の安全管理体制や、従事者の鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識等が一定の水準に達していることにかんがみれば、指定管理鳥獣捕獲等事業の委託先として認定鳥獣捕獲等事業者を選定することが望ましく、認定鳥獣捕獲等事業者を育成する観点からも積極的な活用が期待される。ただし、認定鳥獣捕獲等事業者が確保できない場合においては、地域の実情に応じて、認定鳥獣捕獲等事業者以外の者であっても、鳥獣の捕獲等に必要な安全管理体制や技能及び知識を有し、適切かつ効果的に捕獲等事業を実施することが見込まれる者については、指定管理鳥獣捕獲等事業を委託できるものとする。

さらに、業務の円滑な実施の観点から、必要に応じて、当該事業を実施する地域において、十分な捕獲等実績を有するとともに、捕獲実施区域の実情に精通している者を選定するよう考慮するものとする。

なお、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する地域に、従来から活動してきた狩猟者団体等がある場合には、実施主体である都道府県等は受託者と狩猟者団体等の調整を適切に行い、狩猟者団体等の狩猟活動に配慮するとともに必要に応じて協力を求める等、狩猟者団体等と連携・協調して取り組むことができる体制を構築するよう努めるものとする。